



「安全衛生推進者養成講習会」の開催について

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者（又は衛生推進者）の選任が義務付けられています。また、最新の災害統計においても第三次産業の中で小売業等の労働災害が増加しています。従来の製造業・建設業・運送業等も含めて災害発生防止のためにも、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年6月4日（火）9時30分～16時05分
6月5日（水）9時20分～15時40分（2日目の開始時刻注意）
※初日は、本人確認のため9時15分から受付を開始します。9時30分からの講習に間に合うように早めにご来場をお願いします。
2. 場 所 青色会館 5階 会議室 （小田原市本町2-3-24）
3. 講習内容 1) 安全管理（2H）
2) 危険性または有害性等の調査 及び
その結果に基づき講ずる措置等（2H）
3) 安全衛生教育（1H）
4) 作業環境管理 及び作業管理（2H）
5) 健康の保持増進（1H）
6) 関係法令（2H）
4. 会 費 【会員】 14,140円（受講料11,470円、テキスト代1,070円、弁当代1,600円含む）
【一般】 14,500円（受講料11,470円、テキスト代1,430円、弁当代1,600円含む）
5. 定 員 30名（期間内でも定員になり次第締切ります）
6. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
7. 持 参 品 当日受付にて証明書等（下記例示）をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。
① 国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
② 住民基本台帳（住基カード）、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
③ 健康保険被保険者証（健康保険証） ④ パスポート（旅券） ⑤ 学生証、卒業証明書
⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
⑧ 〃 再交付技能講習修了証
8. 申込期限 5月24日（金）まで
9. 申込取消 5月29日（水）まで それ以降は受講料の返金はありませんので、ご了承下さい。
※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。
※ 修了証発行のため氏名は戸籍上の漢字、生年月日の正確な記入をお願いいたします。



「安全衛生推進者養成講習会」申込書（令和6年6月4日・5日）

会員番号		事業場名	
〒		所在地	
担当者名		TEL	
		FAX	

※	氏名	生 年 月 日	受講者現住所
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒

【会員受講料】 14,140 円／人	・ 【一般受講料】 14,500 円／人	受講料	
【申込者数】 名	【受講料振込額】 円	振込予定日	月 日 頃
【振込先】 横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462	【名義】 神奈川労務安全衛生協会小田原支部		

<申込先/FAX:0465-24-5820>

お問合せ/(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753